

府中市中小企業見本市等出展事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の販路拡大を支援し、地域産業の発展を図るため、見本市等においてその製品及び技術力を展示する中小企業者に対し、市長が予算の範囲内で補助金を交付することについて、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 見本市等 100社以上の企業が、自社の製品及び技術力を紹介するために出展する見本市、展示会又は展示商談会をいう。ただし、展示即売を伴うものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、見本市等に出展する中小企業者のうち、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、市内で引き続き1年以上事業を営む者であること。
- (2) 市税等の滞納がない者であること。
- (3) この要綱により補助金の交付を受けようとする見本市等への出展に係り、国、地方公共団体又は公共的団体等から補助金等を受けていない者であること。
- (4) 府中市暴力団排除条例（平成24年府中市条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員等でない者であること。
- (5) 公序良俗に反しない製品及び技術力を有する者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度において開催される見本市等又はこれに準ずるものに出展する事業とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消

費税相当額を除く。

- (1) 出展料又は小間料に係る経費
- (2) 小間の装飾に係る経費
- (3) 出展する製品その他付随品等の運搬に係る経費
- (4) オンラインで開催する見本市等の出展にあたり作成したPR動画等の外部への作成委託費等
- (5) その他市長が見本市等の出展にあたり必要と認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額に相当する額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額が15万円を超えるときは、同項の規定にかかわらず、補助金の額を15万円とする。
(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中市中小企業見本市等出展事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を、補助対象事業における見本市等の開催初日の14日前までに次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 府中市中小企業見本市等出展事業補助金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 府中市中小企業見本市等出展事業補助金収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業の内容が確認できる書類、パンフレット等
- (4) 補助対象者の会社概要、パンフレット等
- (5) 補助対象事業において展示する製品等が確認できる書類、パンフレット等
- (6) 直近の市税完納証明
- (7) 法人の登記事項証明書（事業所の所在地が確認できる書類）
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付は、1中小企業者につき1会計年度1回とする。
(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、府中市中小企業見本市等出展事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 前項の場合において、補助金の交付申請前に支払った経費については補助対象外とする。ただし、見本市等の開催年度と異なる年度において出展の申込み時に

支払いが必要となる出展料等の経費については、この限りでない。この場合において、補助対象者は当該経費を支払う前に市長に申し出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、府中市中小企業見本市等出展事業補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、府中市中小企業見本市等出展事業補助金補助対象事業変更承認申請書（別記様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の府中市中小企業見本市等出展事業補助金補助対象事業変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、府中市中小企業見本市等出展事業補助金補助対象事業変更承認通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、当初の交付決定の額を超えてはならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、府中市中小企業見本市等出展事業補助金補助対象事業（中止・廃止）届出書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、府中市中小企業見本市等出展事業実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類等を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 府中市中小企業見本市等出展事業補助金事業報告書（別記様式第10号）
- (2) 府中市中小企業見本市等出展事業補助金収支予算（決算）書（別記様式第3号）
- (3) 補助対象事業に要した経費の支払を確認できる書類（領収書の写し等）
- (4) 補助対象事業における展示状況等を示す写真
- (5) 補助対象事業における見本市等のパンフレット（出展者名が記載されているもの）で当該補助対象事業の内容がわかるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、

適当と認めるときは、補助金の額を確定し、府中市中小企業見本市等出展事業補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、府中市中小企業見本市等出展事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (5) 補助対象事業が補助金の交付決定を受けた会計年度内に完了しないとき。
- (6) 第10条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消す場合は、府中市中小企業見本市等出展事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第13号）により補助事業者に通知する。この場合において、市長は、当該取り消した部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（市の事業への協力）

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、市が行う各種産業振興事業に協力するものとする。

（書類等の保存）

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理を明確にし、かつ、経理に係る書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示が効力を失う際、現に補助金の交付決定を受けている者の補助金交付に係る事務手続については、なお従前の例による。